## 総務委員会情報連絡

## 令和4年4月14日

青報連	車絡事項	頁
1	区内刑法犯認知件数と今後の予定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	防犯まちづくりの取組み状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

#### 【参考】≪災害・オウム対策調査特別委員会報告事項≫

※資料は、災害・オウム対策調査特別委員会(危機管理部)の報告資料にあり

- 1 アレフ (オウム真理教) 対策について
- 2 足立区駅前滞留者対策事業の進捗について
- 3 水防体制再構築の検討状況について
- 4 新足立区防災アプリについて
- 5 令和3年度地区防災計画及びコミュニティタイムラインの策定支援について

(危機管理部)

### 総務委員会情報連絡

令和4年4月14日

件 区内刑法犯認知件数と今後の予定について 所管部課名 危機管理部 危機管理課、犯罪抑止担当課

#### 1 令和4年の目標

令和4年3月23日(水)に開催した令和3年度第2回足立区ビューティフ ル・ウィンドウズ運動推進戦略会議において、令和4年の目標を以下のとおり決 定した。

(1) 刑法犯認知件数 2,999件以下

ア 自転車盗難被害件数 800件以下

イ 特殊詐欺被害件数

90件以下

- (2) 令和4年までに「治安が良い」イメージ63%以上の達成、「治安が悪い」のイ メージの解消(20%以下の達成)
- (3) ビューティフル・ウィンドウズ運動の認知率50%以上の達成

#### 2 令和4年(2月)の刑法犯認知件数

#### (1) 区内の状況

内

	2月中	4年累計	前年同期比	足立区の罪種別順 (4年累計・降順)
合 計	260	552	+83	2 位
凶悪犯	3	3	+1	9 位
粗暴犯	22	52	+15	3 位
侵入窃盗	8	16	-1	3 位
非侵入窃盗	177	368	+68	2 位
自転車 (内数)	82	157	+41	1 位
その他	50	113	±0	4 位

#### 【目標値への指標:令和4年刑法犯認知件数2,999件】

目標値へ	の指標	2月結果	指標との差
累計 (2月)	498 件以下	552 件	+54 件
単月	249 件以下	260 件	+11 件

#### (2) 区内警察署別状況

	足立区全体	千住署	西新井署	竹の塚署	綾瀬署
2月単月	260	45	87	60	68
令和4年	552	98	188	130	136
令和3年	469	72	178	104	115
増 減	+83	+26	+10	+26	+21
増 減 比	+17.7%	+36.1%	+5.6%	+25.0%	+18.3%

#### (3) 23区比較

	最下位		2位		3位		4位		5位		6位		7位		8位
全刑法犯 (昨年同月)	新宿区 643件 (668件)		足立区 552件 (469件)		世田谷区 484件 (615件)		大田区 458件 (539件)		豊島区 452件 (478件)		渋谷区 435件 (447件)	1/1	江戸川区 420件 (486件)		練馬区 386件 (473件)
		91		68		26		6		17		15		34	
自転車盗 (昨年同月)	足立区 157件 (116件)	-	世田谷区 153件 (199件)		大田区 139件 (184件)		練馬区 135件 (164件)		江戸川区 127件 (168件)		中野区 124件 (96件)		新宿区 113件 (109件)		葛飾区 111件 (67件)
		4		14		4		8		3		11		2	

※順位間の数値については、左右順位との差

#### (4) 分析概要

総件数:552件、前年比:+83件、増減率:+17.7%

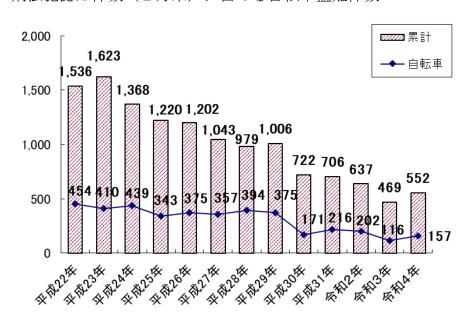
最下位(新宿区)との差:91件

人口比:上位13位、面積比:上位9位

自転車盗:157件、前年比:+41件、増減率:+35.3%

刑法犯認知件数に占める割合:28.4%(令和4年1月末25.7%)

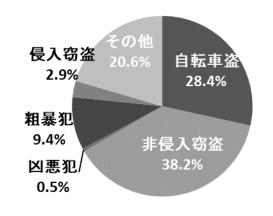
#### (5) 刑法犯認知件数 (2月末) に占める自転車盗難件数

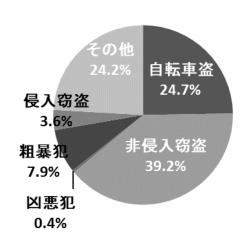


#### (6) 刑法犯認知件数(2月末)における罪種別割合(小数点第一位まで表示)

## 令和4年

### 令和3年





#### (7) 特殊詐欺被害の認知状況

ア 都内の被害認知状況

2月末 件 数

367 件 (前年同期比 -133 件)

被害額 約7億6,440万円 (前年同期比 約-2億5,640万円)

イ 足立区内の被害認知状況

2月末 件 数

7 件(前年同期比 -1 件)

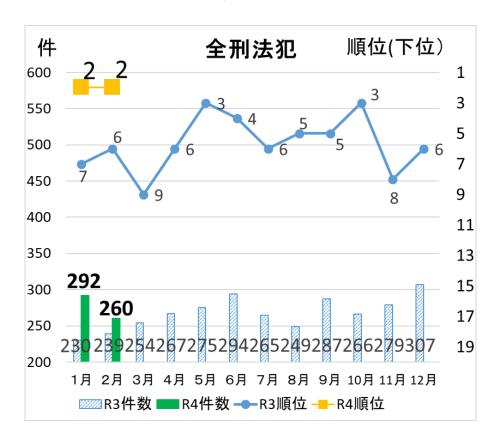
被害額 約481万円(前年同期比 約-2,443万円)

#### ○内訳

	足立区全体	千住署	西新井署	竹の塚署	綾瀬署
発生件数	7	1	3	2	1
オレオレ詐欺	3	0	3	0	0
預貯金詐欺	3	1	0	1	1
架空請求詐欺	0	0	0	0	0
融資保証	0	0	0	0	0
還付金	1	0	0	1	0
詐欺盗	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
被害額	481	100	260	71	50

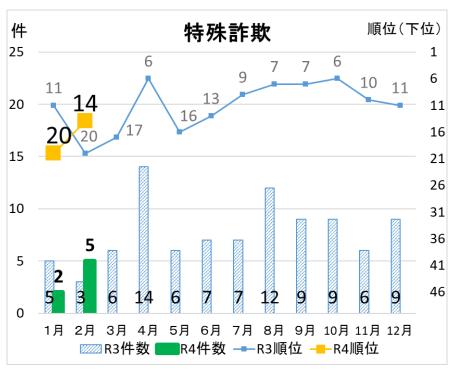
※被害額単位は万円

#### (8) 各月ごとの犯罪認知件数及び順位(23区降順)









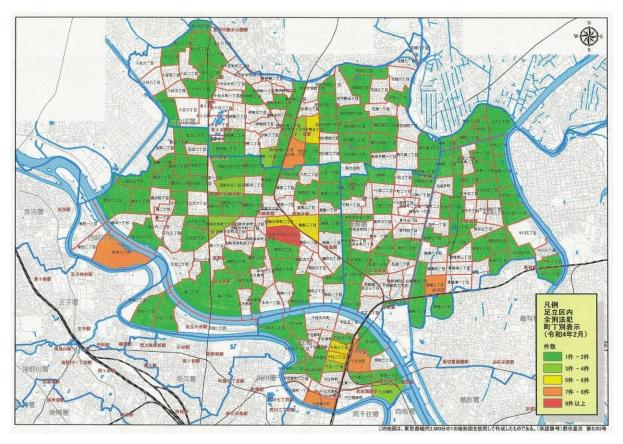
(9) 町丁別犯罪発生状況 ※別紙参照

問題点 今後の方針

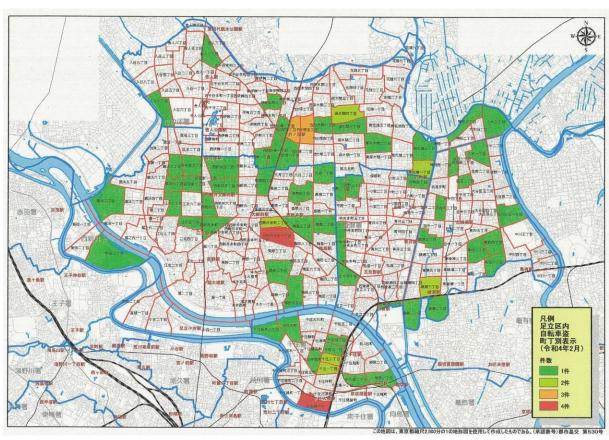
### 別紙

### 町丁別犯罪発生状況

#### 1 令和4年足立区内全刑法犯(2月末)



#### 2 令和4年足立区内自転車盗(2月末)



## 総務委員会情報連絡

令和4年4月14日

			7和4年4月14日					
件名	防犯まちづく	くりの取組み状況について	C					
所管部課名	危機管理部	危機管理課						
	防犯まちづく	くりの取組み状況について	て、以下のとおり報告する。					
	1 防犯まちつ	づくり推進地区について						
	(1)制度の概	既要						
	町会・自	自治会が、まちの将来像、	地域で行う防犯活動を検討し、憲					
	章として雪	を理、実施することで、¾	巴罪の起こりにくいまちを目指す。					
	(2)新規認定	と地区(下沼田町会)の耳	対組み					
	番号	団体名	認定に向けての取組み					
			まちの防犯診断 12月 5日					
			意見交換会 12月19日					
	1	下沼田町会	認定委員会 3月18日					
			認定書交付式 4月10日					
			(予定) 4月18日					
	(3)既認定均	既認定地区の取組み						
	ア 更新認定した団体(10地区)							
	既認知	堂の18地区のうち、認知	官から5年を経過した以下10地区					
	の団体については、認定委員会を経て更新認定している。							
内容	番号	団体名	更新時期					
	1	長門南部町会	△和二年 10 日東蛇辺字					
	2	西綾瀬四丁目自治会	令和元年 10 月更新認定					
	3	鷲宿町会						
	4	蒲原自治会						
	5	隅田自治会	令和3年4月更新認定					
	6	東和二丁目自治会						
	7	綾瀬五・六丁目自治会						
	8	花畑団地自治会						
	9	長門東部自治会	令和4年4月更新認定					
	10	東伊興町会						
	(4) 今後の耳	文組み						
	既認定均	也区のフォローアップと立	並行して、刑法犯認知件数の多い地					
	区などで新	所規認定に向けた取組みる	予定している。					

#### 2 ながら見守りについて

(1)制度の概要

個人・団体が日常活動をしながら子どもや地域の安全を見守ること で、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指す。

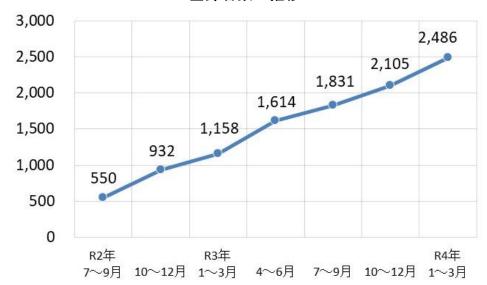
(2) 登録者数 2, 486名(令和4年3月31日現在)

ア 個人登録者 1,579名

イ 団体登録者 907名(52団体)

区分	団体数	区分	団体数
①企業等	18	④商店街	1
②町会·自治会	12	⑤その他	13
③学校PTA等	8		

#### 登録者数の推移



ウ まちの情報提供(令和4年3月31日現在)

見守り活動中に不法投棄や道路、ガードレールの破損を発見した 場合に情報提供を求めている。

(ア) 不法投棄

27件

(イ) 道路施設・交通施設 6件

(ウ) 要望、苦情

9件

(エ) その他

18件

(3) 取組み状況及び今後の予定

ア 登録者メールマガジン、防犯情報メールの発信

イ 広報誌、ホームページ、SNS等での活動事例紹介

ウ 小学校、小学生PTA、区内企業向けの活動周知

エ 活動者アンケートの実施(令和4年10月予定)

オ 登録者の強化月間及びキャンペーンの実施(令和4年10月予定)

#### 防犯まちづくりキャラクターの使用について

(1) キャラクター、事業ロゴ

営利、非営利を問わず、だれでも無償で使用できるよう使用範囲を 拡大した。



# ながら見守り 防犯まちづくり



#### (2) 使用例

ア 非営利 (使用申請なし)

- ① 学校やPTAなどが行う防犯目的の教室や配布物などで使用 する場合、使用態様が確認できれば、申請せずに使用可能
- ② 防犯まちづくり推進地区の町会、ながら見守り参加者が、防 犯活動で使用する場合、使用態様が確認できれば、申請せず に使用可能
- イ 非営利 (使用申請あり)
  - ① ながら見守りの活動者が、非営利で名刺や配布物などへ掲載 する場合は、使用承認申請をすれば使用可能
- ウ 営利 (著作権利用許諾契約)
  - ① 事業者が、防犯ブザー、反射材などの防犯用品を営利目的で 使用する場合は、使用許諾契約を締結したうえで使用可能

#### 問題点 今後の方針

今後も4警察署、関係所管と連携し、地域の見守る目を増やしていく。